

4学保第1421号

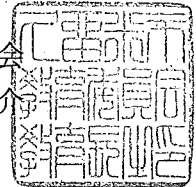
令和4年11月1日

小郡三井医師会

会長 島田 昇二郎 様

久留米市教育委員会

教育長 井上 謙介



教職員健康診断検査項目の追加について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、児童生徒ならびに教職員の健康の保持増進にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

これまで、北野地区の教職員健康診断は、4月に尿検査を臨床検査業者に委託し、夏期休業期間中に基本健診を北野町の医療機関で実施しておりました。しかし、職員会議や校内研修の日程調整等に影響がっていることから、4月に実施している「尿検査」を夏期休業期間中に医療機関で実施をお願いできないかと考えております。

新たに検査項目が追加されることにより、貴医師会にはご迷惑をおかけすることになりますが、趣旨をご理解のうえ、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 変更点

(1) 検査項目

基本健診に尿検査が追加

(2) 委託料

基本検査委託料 7,513 円/人 (253 円/人の増)

2 変更時期

令和5年4月1日

仕様書および契約変更（案）

「久留米市立学校教職員・常勤講師等の健康診断業務仕様書」中

変更前	変更後
5 検査項目 検査項目は、次のとおりとする。 (1) 基本検査 ①身長 ②体重 ③視力 ④血圧 ⑤診察 ⑥血液検査 ⑦心電図検査 (2) 耳鼻科検診	5 検査項目 検査項目は、次のとおりとする。 (1) 基本検査 ①身長 ②体重 ③視力 ④聴力 ⑤血圧 ⑥診察 ⑦血液検査 ⑧心電図検査 ⑨尿検査 (2) 削除

「久留米市立学校教職員・常勤講師等の健康診断業務契約書」中

変更前	変更後
(委託料) 第3条 業務の委託料は、次に掲げる金額とする。 (1) 基本検査 検査を受けたもの1人あたり 7,260円(うち消費税及び地方消費税 額 660円) (2) 耳鼻科検診 検診を受けたもの1人あたり 880円(うち消費税及び地方消費税 額 80円)	(委託料) 第3条 業務の委託料は、次に掲げる金額とする。 (1) 基本検査 検査を受けたもの1人あたり 7,513円(うち消費税及び地方消費 税額 683円) (2) 削除